

(素案)

第3次薩摩川内市
配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画

薩摩川内市

目 次

第1章	計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	3
1	計画の策定の趣旨	
2	計画の基本的な考え方	
3	計画の性格	
4	計画の期間	
第2章	配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス／DV）について・・・・	5
1	配偶者等からの暴力とは	
(1)	配偶者等からの暴力の形態	
(2)	配偶者等からの暴力の特徴	
(3)	犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害	
(4)	根底にある男女の不平等な関係	
2	配偶者等からの暴力の現状	
(1)	配偶者等からの暴力の被害経験	
(2)	配偶者等からの暴力についての相談経験	
3	配偶者等からの暴力に対する取組の現状	
(1)	国における取組	
(2)	鹿児島県における取組	
(3)	本市における取組	
第3章	計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4章	計画の内容・・・・・・・・・・・・・・・・	10
参考資料	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・・	27

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」に基づき、「すべての人々が、性別にかかわらず、人権を尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で平等に参画し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」の実現を目指して、全庁的に取組を進めています。その中で、個人の尊厳を傷つけ、男女平等を妨げる配偶者等からの暴力は、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、インターネットや携帯電話等の普及によりその形態も多様化し、社会問題となっています。その被害者は、多くの場合は女性であり、男女の不平等な関係が暴力の背景にあります。配偶者等からの暴力を根絶するためには、県及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、一体となって取組を進めるとともに、市民一人ひとりが、暴力を許さない地域社会づくりに努めることが重要であり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の適切な保護に関する取組を、総合的・体系的に推進するための計画として平成28年3月に「第2次薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

この間、国においては、交際相手からの暴力が社会的な問題となっていることや、被害者の情報保護の徹底や高齢者・障害者への配慮が求められてきているなど、社会情勢の変化を踏まえて、適宜「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正や、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われており、そこに示された課題や視点に対応できるよう市町村では配偶者暴力防止計画の見直しが必要となっています。

その他、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和6年4月1日に施行されている。

このような状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実を図るために、「第3次薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

2 計画の基本的な考え方

この計画の基本理念は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」の基本理念を踏まえ、次のとおりとします。

基本理念

- ◎いかなる場合でも暴力は許されず、誰もが安心できる環境のもと、人生を豊かに生きることを求める権利を有しています。
- ◎配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、社会的な問題でもあります。
- ◎配偶者等からの暴力の被害者の多くは女性であり、その一因には、男女の不平等な関係があることから、その暴力の根絶に向けては、人権の擁護と男女平等の実現が不可欠です。
- ◎配偶者等からの暴力の被害者は、国籍や年齢、障害の有無等を問わず、その人権を尊重され、適切な支援を受けることができる権利を有します。
- ◎配偶者等からの暴力の予防と根絶及びその被害者支援のために、国、県及び近隣市町、民間団体、市民との連携・協力を図ります。

3 計画の性格

- (1) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「配偶者暴力防止法」という。）第2条の3第3項の規定に基づく、市町村基本計画として策定します。
- (2) この計画は、「薩摩川内市男女共同参画基本条例」第8条、第9条を遵守するための計画として位置づけ、「薩摩川内市男女共同参画基本計画」と一体的に推進します。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年）を初年度とする令和12年度（2030年）までの5年間とします。ただし、「配偶者暴力防止法」が改正された場合や国が示した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」が見直された場合、新たに盛り込むべき、あるいは改正すべき事項等が生じた場合には、必要に応じて見直すこととします。

第2章 配偶者等からの暴力

(ドメスティック・バイオレンス／DV) について

1 配偶者等からの暴力とは

(1) 配偶者等からの暴力の形態

配偶者等からの暴力とは、配偶者、恋人、同棲相手、元配偶者、以前つきあっていた恋人等、親密な関係にある、または、あった者からふるわれる暴力のことです。

配偶者等からの暴力には、殴ったり蹴ったりする等直接何らかの有形力を行使する身体的な暴力、心無い言動や無視することにより相手の心を傷つける等の精神的な暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する等の性的な暴力、生活費を渡さない等の経済的な暴力等、様々な形態が存在します。

(2) 配偶者等からの暴力の特徴

配偶者等からの暴力は、外部からの発見が困難なところで行われることが多いことや「家庭内の問題」、「個人的な問題」と捉えられがちで、社会的な理解が不足していることにより潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに暴力が激化・継続化し、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

(3) 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害

配偶者等からの暴力は、社会的、経済的、肉体的に優位に立つ者が、立場の弱い者を様々な暴力で支配しようとする行為であり、個人的な問題の範囲を超え、犯罪となる行為をも含む人権を侵害する重大な社会問題です。

(4) 根底にある男女の不平等な関係

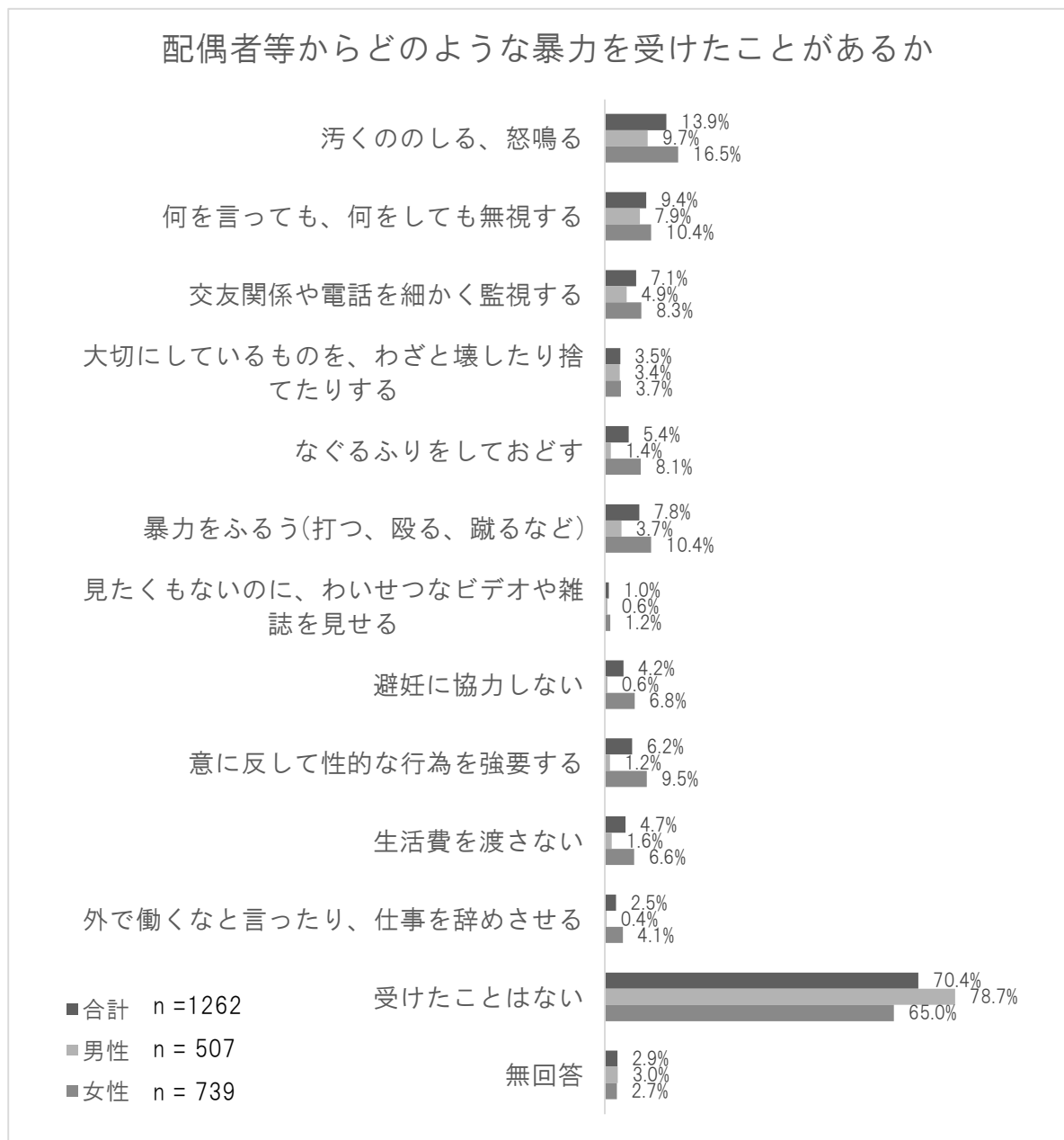
私たち一人ひとり、社会構造の影響の中で生活しています。男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係等我が国の男女が置かれている状況等により、女性を対等なパートナーと見ない女性差別の意識や夫が妻に暴力をふるうのは、ある程度仕方ないといった考え方等が社会の根底にあり、暴力を生み出す背景になっています。

2 配偶者等からの暴力の現状

(1) 配偶者等からの暴力の被害経験

本市が、令和6年度に実施した「薩摩川内市男女共同参画に関する市民意識調査」では、配偶者等から暴力を受けた経験が1度でもあると答えた人は、29.6%でした。

また、県内の配偶者暴力相談支援センターに寄せられたDVの相談件数(令和6年)の、96.8%が女性となっており、特に女性の被害者が多いことがうかがえます。



資料：「令和6年度薩摩川内市男女共同参画に関する市民意識調査」

(2) 配偶者等からの暴力についての相談経験

本市が、令和6年度に実施した「薩摩川内市男女共同参画に関する市民意識調査」では、配偶者等から暴力を受けたことがある人のうち、「だれにも、どこにも相談しなかった」と答えた人は70.3%となっていて、相談をした人は2割でした。その相談先について聞いたところ、「友人や知人に相談した」が61.5%となっています。

3 配偶者等からの暴力に対する取組の現状

(1) 国における取組

国は、平成13年4月に配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定し

ました。これにより、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であると明確に位置づけられました。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、附則に施行後3年を目途として、その施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講じると規定されており、平成16年と平成19年の2回にわたり改正が行われました。

■平成16年改正

- 1 「配偶者からの暴力」の定義の拡大
- 2 保護命令制度の拡充（元配偶者に対する保護命令、被害者の子への接近禁止命令、退去命令の期間の拡大等）
- 3 市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施
- 4 被害者の自立支援の明確化等
- 5 警察本部長等の援助
- 6 苦情の適切かつ迅速な処理
- 7 外国人、障害者等への対応

■平成19年改正

- 1 市町村基本計画の策定（努力規定）
- 2 配偶者暴力相談支援センターに関する改正
- 3 保護命令制度の拡充（電話等を禁止する保護命令等）
- 4 裁判所から支援センターへの保護命令の発令に関する通知

平成25年6月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第72号）が制定され、平成26年1月3日に施行されました。

この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

令和5年5月には、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大（対象者に「自由、名誉又は財産」に対する加害の告知による脅迫を受けた者が追加され、接近禁止命令の発令要件について「更なる身体に対する暴力又は生命・身体・自由等に対する脅迫により心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき」に拡大）、保護命令期間の伸長等の保護命令制度の拡充、関係者による情報交換及び支援内容の協議を行う協議会の創設について都道府県の努力義務とすること、また、情報交換の円滑化等を図るため、協議会の事務に関する守秘義務等を創設する等を内容とする法改正が行われ、施行日が令和6年4月1日とされるとともに、基本方針が見直されました。

（２）鹿児島県における取組

平成１４年１月に施行した「鹿児島県男女共同参画推進条例」第９条において、配偶者に対する暴力行為の禁止を明記し、同年、様々な問題を抱える女性の相談対応や保護を行う鹿児島県女性相談センターを、配偶者暴力相談支援センターに指定しています。

平成１８年３月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定し、この計画に基づき、市町村、関係機関等と連携のもと、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の取組を進め、同年、男女共同参画を推進する総合的活動拠点である鹿児島県男女共同参画センターも、配偶者暴力相談支援センターに指定しました。

さらに平成１９年には、県内の全ての地域におけるＤＶ被害者の相談・支援体制の充実に資するよう各地域振興局・各支庁の保健福祉環境部も、配偶者暴力相談支援センターに指定しています。

平成１９年７月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、平成２０年１月、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直しが行われたことに伴い、これらの改正の内容やこれまでの鹿児島県の取組状況等を踏まえて、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援のための施策の一層の充実を図るために、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定を行っています。

（３）本市における取組

平成１７年４月に施行した「薩摩川内市男女共同参画基本条例」第８条において、配偶者等からの暴力の根絶に向けた総合的な施策に取り組むため、「薩摩川内市男女共同参画基本計画」の中に「男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶を目指した社会環境の整備」を重点課題と定め、取組を進めてきました。

また、被害者の安全確保に努めるため、女性・家庭生活支援相談員（嘱託員）による相談窓口や、何でも相談員による「何でも相談室」を開設しました。

平成２５年３月「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、また「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を勘案して、「薩摩川内市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

平成２５年４月より、「配偶者暴力相談支援センター」や「ＤＶ対策庁内連携会議」を設置し、被害者への二次被害の防止、担当者の役割・守秘義務等の認識を深め、被害者に対する支援の更なる充実を図っています。

第3章 計画の体系

めざすべき姿

暴力(ドメスティック・バイオレンス)を許さない
誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の創造

重点的に取り組むこと

I 配偶者等に対する暴力の予防と根絶に向けた取組の推進

DV・デートDV、ストーカー行為対策等

- 1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進
- 2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進
- 3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進
- 4 デートDVの防止に向けた教育・啓発の推進

II 安心して相談できる体制の確立に向けた取組

- 1 相談体制の整備と充実
- 2 早期発見・未然防止のための仕組みづくり
- 3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化
- 4 苦情等への適切な対応の推進
- 5 支援者の安全確保

III 被害者の保護と自立に向けた支援への取組

- 1 被害者の保護と安全確保
- 2 通報・通告制度による被害者の保護
- 3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用
- 4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援
- 5 被害者の立場に立った生活再建に向けた支援

第4章 計画の内容

重点目標Ⅰ

配偶者等に対する暴力の予防と根絶に向けた取組の推進 DV・デートDV、ストーカー行為対策等

1 暴力を許さない人権教育・啓発の推進

- ・暴力の防止に資するよう、学校、幼稚園、保育所の教育の場、家庭、地域、職域など、あらゆる場において、人権意識を高める教育や薩摩川内市男女共同参画基本条例の基本理念である男女の人権の尊重に基づく人権教育や地域生活、就業環境の整備に向けて、あらゆる機会を活用した広報・啓発に努めます。
- ・人権意識の確立に向け、法律についての知識を持ち、日常生活の中で、人権侵害や男女の不平等な状況を改善していくために活用できるよう、広報紙や市ホームページ等を活用して法教育を充実させます。

No.	主な取組	主な担当課
1	学校、幼稚園、保育所における人権教育の推進	コミュニティ課 学校教育課 子育て支援課
2	家庭教育における人権教育の推進	コミュニティ課 社会教育課
3	地域における人権教育の推進	コミュニティ課
4	職域における人権教育の推進	コミュニティ課 経済政策課
5	法教育の充実	コミュニティ課 市民課

2 問題解決を暴力に頼らない教育・啓発の推進

- ・暴力の発生を未然に防ぐために、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野で、問題解決を暴力に頼ることのないコミュニケーションが行われるよう、被害者視点に立った広報・啓発を進めるとともに、発達段階に応じた好機を捉えて暴力的でない考え方や、問題解決を暴力に頼らないための教育を関係機関と連携して進めます。

No.	主な取組	主な担当課
6	暴力未然防止教育の研究及び実践	コミュニティ課
7	問題解決を暴力に頼らない教育の推進	コミュニティ課 学校教育課
8	問題解決を暴力に頼らないコミュニケーションについての広報・啓発の推進	コミュニティ課 社会福祉課
9	加害予防の観点からの広報啓発の推進	コミュニティ課

3 配偶者等からの暴力に対する正しい理解の促進

- ・ 配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域社会に広め、その暴力を許さないという認識を徹底させるためには、市民一人ひとりの人権意識、男女平等意識を高めることが重要です。講演会や研修会を実施したり、身近な事例の活用、または参加・体験型の啓発を推進したりすることで、暴力に対して「ノー」と言う権利を行使でき、暴力が介在しない対等な人間関係を築くことができる力を身につけることを目指します。
- ・ 被害者が周囲の無理解によりさらに傷つき、暴力の実態が潜在化することがないようにするため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間（１１月１２日～２５日）や「人権週間」の期間に広報・啓発を進めます。

No.	主な取組	主な担当課
10	被害者が自ら配偶者等からの暴力についての知識や気づきを得るための啓発や情報提供	コミュニティ課 社会福祉課 市民課 市民健康課
11	講演会や研修会等の開催による啓発の実施	コミュニティ課 社会教育課
12	地域における学習機会の提供	コミュニティ課 社会福祉課 社会教育課
13	身近な事例を用いた啓発、参加・体験型の啓発の推進	コミュニティ課 社会教育課
14	各種団体の研修会や講座等の機会を活用した啓発	コミュニティ課 社会福祉課
15	県男女共同参画センター等における講演会等の情報提供	コミュニティ課
16	各種団体等市民の自主的な啓発活動の促進	コミュニティ課
17	個人情報扱う各種機関における配偶者等からの暴力に関する正しい理解の促進	社会福祉課 市民課 学校教育課
18	啓発用リーフレットの活用	コミュニティ課 社会福祉課
19	書籍やDVD等の関連情報の整備・提供	コミュニティ課 中央図書館
20	「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心とした広報活動	コミュニティ課 社会福祉課
21	「人権週間」の周知	コミュニティ課 市民課

4 デートＤＶの防止に向けた教育・啓発の推進

- ・デートＤＶの防止に取り組む民間団体とも協働しながら、啓発活動や教育関係者・保険・医療関係者等を対象としたデートＤＶ防止に関する研修等を実施し、教育現場や地域社会、家庭におけるデートＤＶの出前講座を利用して、防止に向けた取組を推進します。
- ・特に、子どもたちに対して、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を持ち、男女の人権を尊重した対等な人間関係を築くことを学習する機会を提供します。また、若年層が相談しやすい相談窓口づくりと、若年層に配慮した広報を推進します。

No.	主な取組	主な担当課
22	デートＤＶ防止に関する教育・啓発の推進	コミュニティ課 市民健康課
23	若年層が相談しやすい相談窓口づくりと若年層に配慮した相談窓口の広報の推進	コミュニティ課 社会福祉課
24	教育・保健・医療関係者、相談機関の職員等を対象とした研修の実施	コミュニティ課 学校教育課 市民健康課

重点目標Ⅱ

安心して相談できる体制の確立に向けた取組

1 相談体制の整備と充実

- ・プライバシーや被害者の心情に配慮した相談室の環境づくりと、気軽に相談できる体制の整備に努め、障害者や高齢者等へ配慮した施設のバリアフリー化を進めます。
- ・使用する言語や障害等に応じた相談対応が可能な機関を把握し確実にその機関への情報提供に努め、さらに、被害者の安全確保への配慮をはじめ被害者の立場に立って、相談窓口（配偶者暴力相談支援センター）の周知にも努めます。

No.	主な取組	主な担当課
25	安心して相談できる環境の整備	コミュニティ課 社会福祉課
26	外国人・障害者への対応が可能な相談機関等の情報提供	コミュニティ課 社会福祉課 障害福祉課
27	被害者への各種相談窓口の周知	コミュニティ課 社会福祉課 市民健康課

2 早期発見・未然防止のための仕組みづくり

- ・地域社会からの孤立しやすい家庭への日常的な声掛けや地域に密着した防犯活動に安全に関する情報提供など、自治会、学校、PTA、事業所等と連携して取り組みます。
- ・被害者の保護を図るための情報を広く社会から求める広報に努めるとともに、配偶者等からの暴力を早い段階で発見することに努め、被害者への適切な情報提供を行うとともに、暴力の未然防止の視点を持った活動を行います。
- ・医療機関や、保健センターにおける早期発見や被害者の意思を尊重しながら、配偶者暴力相談支援センターや警察への通報、また、相談対応マニュアルを活用しながら、積極的な助言や情報提供による支援を行います。
- ・福祉関係者、学校関係者や保育士等は、潜在化している配偶者等からの暴力の早期発見に努める視点を持ち、守秘義務を厳守し、被害者の意思を尊重しながら、被害者に相談機関等の情報を提供するほか、適切な支援を受けられるよう配偶者暴力相談支援センターや警察、市や児童相談所等関係機関と連携し、被害者や子どもの救助にあたります。
- ・外国人や障害者、高齢者がいる家庭が、地域社会から孤立することにより、配偶者等からの暴力の発見が遅れることを防ぐため、市職員、福祉や保健のサービス提供者、民生委員・児童委員、福祉や国際交流（協力）の分野で活動を行う NPO 等が、日常の業務や活動の中で、暴力の未然防止と早期発見の視点を持って関わります。

No.	主な取組	主な担当課
28	暴力の発生を未然に防止するための地域における家庭への働きかけ	コミュニティ課 社会福祉課
29	地域のあらゆる主体における防犯活動・地域安全活動の促進	コミュニティ課 学校教育課 防災安全課
30	「配偶者暴力防止法」に基づく通報制度及び「児童虐待防止法」に基づく通告制度の広報	コミュニティ課 社会福祉課
31	民生委員・児童委員や人権擁護委員等による早期発見・対応	社会福祉課 市民課
32	保健・医療機関における早期発見のための相談対応マニュアルの活用	市民健康課
33	医療機関における診療や医療相談、スクリーニング（配偶者等からの暴力に関する問いかけ）を通じた早期発見と積極的な助言や情報提供	市民健康課 社会福祉課
34	保健センター等における母子保健事業（母子保健手帳交付、健診、子育て相談等）を通じた早期発見と被害者や子ども、家庭への積極的な働きかけ	市民健康課
35	育児・介護サービスの提供者による早期発見	子育て支援課 社会福祉課 高齢・介護福祉課 障害福祉課
36	学校、幼稚園、保育所等における子どもの行動等からの早期発見	子育て支援課 学校教育課
37	外国人、障害者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり	コミュニティ課 社会福祉課 障害福祉課

3 被害者の立場に立った関係機関との連携の強化

- ・市職員や、支援関係機関の職務関係者※¹が、配偶者等からの暴力に対する正しい理解のもとで、男女共同参画の視点に立った適切な対応をとることができるよう、DV対策庁内連携会議で研修の実施と内容の充実を図るなど、二次的被害※²を与えないよう徹底します。
- ・被害者の個人情報保護を徹底するため、関係機関連絡会議、DV対策庁内連携会議、情報を共有する必要のある機関において情報管理のルールを定め遵守し、学校等における転校生や居住地等の守秘義務についても周知・徹底を図ります。
- ・被害者が、加害者の追跡の恐怖から解放され、安全な生活を確保するため、医療機関など関係各機関における被害者の個人情報の保護を徹底し、住民基本台帳事務における支援措置制度の周知徹底に努めます。
- ・安全に関する情報提供等地域に密着した防犯活動や、被害者の相談に総合的に対応するために、支援関係機関・団体との日常的な連携強化を図り、迅速な対応ができるよう、情報の共有化を図ります。
- ・福祉事務所と連携を図り、被虐待児童及び配偶者等からの暴力被害者の保護等に迅速に対応するため、児童虐待支援に関わる市職員等を対象に配偶者等からの暴力に関する研修の実施や、県が行う講座等の情報を提供するとともに、連絡体制一覧表の作成と支援関係機関への配布を行い、迅速な対応ができるよう庁内連絡体制を整備し、対応マニュアルを作成します。

※1 支援関係機関の職務関係者

教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員、女性・家庭生活支援相談員、消費生活相談員、人権擁護委員等

※2 二次的被害

被害者が相談した身近な人の心無い言葉や、相談、保護、捜査、裁判等に携わる職務関係者の不適切な言動により、更に精神的に傷ついてしまうこと。

No.	主な取組	主な担当課
38	市担当職員を対象とした研修の実施	コミュニティ課
39	支援関係機関の職務関係者を対象とした研修の実施	コミュニティ課 社会福祉課 学校教育課 市民課
40	内閣府作成「配偶者からの暴力の被害者対応への手引き～二次的被害を与えないために～」の活用	コミュニティ課
41	被害者の個人情報を共有する支援関係機関の情報管理のルールづくり	市民課
42	教育委員会及び学校における個人情報の適切な管理	学校教育課
43	関係各機関における被害者の個人情報の保護と守秘義務の徹底	社会福祉課

No.	主な取組	主な担当課
4 4	住民基本台帳における支援措置制度の適切な運用	市民課
4 5	地域づくりや子どもの育成について活動している NPO 等民間団体との連携・協力	コミュニティ課 社会福祉課 社会教育課
4 6	支援関係機関・団体の連携強化	社会福祉課
4 7	配偶者等からの暴力及び児童虐待の支援関係機関の連携協力体制の強化	社会福祉課 市民健康課
4 8	支援関係機関の休日及び時間外における保護に関する連絡体制の整備	社会福祉課
4 9	庁内連絡体制の整備	社会福祉課

4 苦情等への適切な対応の推進

- ・市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又はその推進に影響を及ぼすと認められる施策についての市民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めます。

No.	主な取組	主な担当課
5 0	申出への対応体制の整備	コミュニティ課

5 支援者の安全確保

- ・被害者へのより良い支援を行うために、支援者自身が自らの心身の健康に気をつけるとともに、組織としても、その職務の特性に配慮して支援者のケアに取り組みます。
- ・相談員など支援者も加害者から危害を加えられる可能性があるため、その個人情報の管理を徹底するとともに、警察と連携・協力して、その安全確保に努めます。
- ・配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者や被害者の親戚・友人等の安全確保を図るため、配偶者暴力相談支援センターや警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。

No.	主な取組	主な担当課
5 1	相談員等の支援者のケア	コミュニティ課 社会福祉課
5 2	支援者の個人情報管理の徹底	コミュニティ課 社会福祉課
5 3	警察との連携・協力	社会福祉課 防災安全課
5 4	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供	コミュニティ課 社会福祉課

1 被害者の保護と安全確保

- ・ 消防（救急）機関においては、患者の症状から、その背景に配偶者等からの暴力がないか留意し、被害者の安全確保に努めます。
- ・ 被害者の一時保護支援のための経費を予算化し、支援関係機関との連携協力を図り、また、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等は、児童養護施設等において短期間養育・保護を行います。
- ・ 被害者の安全確保を図るために、地域ネットワーク活動や地域生活者と連携して、身近な避難先の確保や、被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らしていけるよう、いつ起こるか予測困難な暴力に迅速に対処し、被害者の安全確保のために、警察による見回りの要請とともに、自治会組織等において様々な機会を通じた見守り支援の環境づくりを促進します。

No.	主な取組	主な担当課
5 5	消防（救急）機関における配偶者等からの暴力被害者への応急対応	社会福祉課 警防課
5 6	被害者の一時保護への支援	社会福祉課
5 7	子育て短期支援事業による母子の保護	子育て支援課
5 8	身近な避難先の確保	社会福祉課
5 9	警察による見回り	社会福祉課 防災安全課
6 0	地域における見守り支援	コミュニティ課 社会福祉課

2 通報・通告制度による被害者の保護

- ・ 医療関係者に対して、医療関係者による発見は守秘義務違反に問われることがない等の制度周知を図り、被害者の適切な保護を図るなど、通報を受ける可能性のある全ての関係者に対して、通報者情報の保護を図ります。
- ・ 加害者による子どもの連れ去りや不当な接触を防止し、被害者及び子どもの安全を確保するため、子どもに対する接近禁止命令制度が有効に活用されるよう教育委員会及び学校、幼稚園、保育所への制度の周知とともに、通報体制の確立を促進します。
- ・ 学校や幼稚園、保育所、児童クラブ、医療機関、地域住民等様々な立場の者が、子どもの様子から配偶者等の暴力によって傷ついている子どもを発見し、関係機関との連携により適切な対応をとることができるよう、児童虐待防止法に基づく通告制度の周知等を進めます。

No.	主な取組	主な担当課
6 1	医療関係者への通報・通告制度の周知徹底	社会福祉課 市民健康課
6 2	通報者の情報（氏名等）の保護の徹底	社会福祉課
6 3	配偶者暴力防止法に基づく子に対する接近禁止命令制度の周知	学校教育課 社会福祉課 子育て支援課
6 4	地域のあらゆる主体における子どもの見守りの推進と通告制度の周知	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課 市民健康課

3 被害者の安全を守る各種制度の周知と適切な運用

- ・被害者の安全な生活を確保するため、住民基本台帳の閲覧等の制限に関する支援措置、医療保険の加入脱退手続きにおける支援措置を適切に運用するよう市職員等に周知徹底するとともに、配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度の利用が図られるよう、リーフレット及びガイドブックを活用し、その広報に努めるとともに、制度利用にかかる手続きの支援を行います。
- ・配偶者暴力防止法以外の各種制度も有効に活用し、被害者の安全確保を図るため、警察をはじめ支援関係機関が連携して、被害者及び関係者への制度に関する情報提供とその利用にあたっての支援を行います。
- ・各種研修会、講習会などを活用し、本市で実施可能な加害者更生方法等の調査、研究に努めます。

No.	主な取組	主な担当課
6 5	各種支援制度の適切な運用	市民課 保険年金課
6 6	保護命令制度の広報と被害者への利用支援	社会福祉課
6 7	ストーカー規制法や接近禁止等の仮処分の申立て制度等の情報提供	社会福祉課 コミュニティ課
6 8	加害者更生方法等の調査・研究	コミュニティ課 社会福祉課

4 配偶者等からの暴力のある家庭に育つ子どもへの支援

- ・配偶者等からの暴力によって心理的外傷を負っている子どもの早期発見・適切な支援を、児童相談所等との連携により行います。
- ・市、教育委員会、学校等は、加害者からの追跡等があつて現住所地に住民票を異動できない子どもが、現在住んでいる地域の学校や保育所等に入学や転校、入所等ができるよう支援するとともに、現住所地で健康審査や予防接種が受けられるよう弾力的に実施します。

No.	主な取組	主な担当課
69	子どもの専門的ケア体制の充実	社会福祉課 市民健康課
70	学校や幼稚園、保育所、児童クラブ等への就学や入所等の支援	子育て支援課 社会福祉課 学校教育課
71	健康審査・予防接種の弾力的実施	社会福祉課 市民健康課

5 被害者の立場に立った生活再建に向けた支援

- ・ 経済的に困窮している被害者に対しては、生活保護の援護制度等の活用による支援を行うとともに、ハローワーク等における職業相談等の情報提供を行います。
- ・ 就労に必要、あるいは有利な技能や知識を習得するために、職業訓練や法制度等に関する学習機会の情報を提供し、職業能力や就労意欲の向上を支援します。
- ・ 各種保育サービスや相談事業の情報提供や利用支援を行い、育児の負担軽減や、住宅の確保に困窮している被害者を支援するため、公営住宅への入居の推進など行います。
- ・ 心身の状況や生活能力、障害、子育て等により自立した生活が困難な被害者については、福祉事務所等と連携を図りながら、個々の状況に応じて福祉（保健）施設等への入所を支援します。

No.	主な取組	主な担当課
72	生活保護等の支援制度の活用	保護課
73	ハローワークにおける職業相談・指導、職業紹介、求人情報の提供	社会福祉課 産業人材確保・移住定住戦略室
74	就労のための技能習得等の支援	産業人材確保・移住定住戦略室
75	各種保育サービスの情報提供・利用支援	子育て支援課
76	公営住宅への優先入居	建築住宅課
77	自立困難な被害者への対応	社会福祉課

配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関するフローチャート（薩摩川内市）

